電気料金種別定義書

【製パン製菓電気プラン】

株式会社グローアップ

目次

I. 総則 2
1. 適用 2
2. 実施期日 2
3. 定義 2
II. 契約種別および電気料金..... 2
4. 契約種別 2
5. 製パン製菓電気プランA（関西、中国、四国）およびB（北海道、東北、東京、中部、北陸、九州） 3
6. 製パン製菓電気プランB（関西、中国、四国）C（北海道、東北、東京、中部、北陸、九州） 4
適用範囲 4
III. 契約の変更 5
7. 契約容量の変更..... 5
8. 本定義書の変更および廃止..... 5
1. 燃料費調整 16
(1) 燃料費調整額の算定..... 16
(2) 基準単価 18

Ⅰ.　総則

1. 適用

(1) 電気料金種別定義書【製パン製菓電気プラン】(以下、「本定義書」といいます。) は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

(2) 本定義書は、沖縄県および離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電気的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります)を除いた日本全国に適用します。

(3) 本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

2. 実施期日

「本定義書」は、平成 28 年 10 月 1 日より実施するものとします。

3. 定義

本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

Ⅱ.　契約種別および電気料金

4. 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需要区分	提供エリア	契約種別
電灯需要	北海道電力管内、東北電力管内、東京電力管内、中部電力管内、北陸電力管内、九州電力管内	製パン製菓電気プラン B（北海道）
		製パン製菓電気プラン C（北海道）
		製パン製菓電気プラン B（東北）
		製パン製菓電気プラン C（東北）
		製パン製菓電気プラン B（東京）
		製パン製菓電気プラン C（東京）
		製パン製菓電気プラン B（中部）
		製パン製菓電気プラン C（中部）
		製パン製菓電気プラン B（北陸）
		製パン製菓電気プラン C（北陸）

		製パン製菓電気プランＢ（九州） 製パン製菓電気プランＣ（九州）
	関西電力管内、中国電力管内、四国電力管内	製パン製菓電気プランＡ（関西） 製パン製菓電気プランＢ（関西） 製パン製菓電気プランＡ（中国） 製パン製菓電気プランＢ（中国） 製パン製菓電気プランＡ（四国） 製パン製菓電気プランＢ（四国）

5. 製パン製菓電気プランＡ（関西、中国、四国）およびＢ（北海道、東北、東京、中部、北陸、九州）

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
関西、中国、四国	最大容量（以下、最大需要容量といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

ご使用量が 600kwh/月以上のお客様が割引対象となります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流または最大需要容量

北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点

	の契約電流の値を引き継ぐものとします。 ロ 当社は、一般送配電事業者によって、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
関西、中国、四国	ハ 最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることの決定を引き継ぐものとします。 ニ 当社、又は一般送配電事業者は最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります

(4) 電気料金

基本料金、電力量料金は、別表１のとおりとします。

料金は、基本料金、電力量料金、電気供給約款別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）8(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、別表（燃料費調整）により算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとします。

6. 製パン製菓電気プランＢ（関西、中国、四国）Ｃ（北海道、東北、東京、中部、北陸、九州）

適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

ご使用量が 600kwh/月以上のお客様が割引対象となります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、

技術上やむをえない場合には、交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器により定めることとし、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。 なお、当社又は一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流}(\text{アンペア}) \times \text{電圧ボルト}(\text{ボルト}) \times \frac{1}{1000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 電気料金

基本料金、電力量料金は、別表１のとおりとします。

料金は、基本料金、電力量料金、電気供給約款別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）8(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、別表（燃料費調整）により算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとします。

III.　契約の変更

7. 契約容量の変更

(1) 当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

(2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。

(3) 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款２（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

8. 本定義書の変更および廃止

(1)　当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）に

準じます。

(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

別表１

１、製パン製菓電気プランＢ・Ｃ（北海道）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	製パン製菓 電気プランB	製パン製菓 電気プランC
10A毎(※) ※10A,15A,20A,30A,40A,50A,60A	334 円 80 銭	－
1KVA 毎	－	334 円 80 銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

契約種別			単位	夜間電力	日中電力
製パン製菓電気プランB 製パン製菓電気プランC	第 1 段階料金	最初の 120kWh まで	1kWh	23 円 54 銭	23 円 54 銭
	第 2 段階料金	120kWh をこえ 280kWh まで	〃	29 円 72 銭	29 円 72 銭
	第 3 段階料金 ※1	280kWh をこえ 600kWh まで	〃	33 円 37 銭	33 円 37 銭
		600kWh をこえ 1000kWh まで	〃	31 円 37 銭	32 円 04 銭
		1000kWh をこえ 2500kWh まで	〃	30 円 03 銭	30 円 70 銭
		上記超過	〃	30 円 03 銭	30 円 70 銭

※1)第 3 段階料金は、その月の電力使用量に応じていずれかの単価を適用いたします。

※夜間電力(22:00～8:00 の 10 時間)および日中電力(8:00～22:00 の 14 時間)の使用電力の計量はスマートメーターにて自動で行います。スマートメーターが未設置の場合は、未設置期間の総使用電力量を夜間と日中の割合(10 時間:14 時間＝42%:58%)で按分した数値とします。

２、製パン製菓電気プランＢ・Ｃ（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	製パン製菓 電気プランB	製パン製菓 電気プランC
10A毎(※) ※10A,15A,20A,30A,40A,50A,60A	324 円 00 銭	－
1KVA 毎	－	324 円 00 銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

契約種別			単位	夜間電力	日中電力
製パン製菓電気プランB 製パン製菓電気プランC	第 1 段階料金	最初の 120kWh まで	1kWh	18 円 24 銭	18 円 24 銭
	第 2 段階料金	120kWh をこえ 300kWh まで	〃	24 円 87 銭	24 円 87 銭
	第 3 段階料金 ※1	300kWh をこえ 600kWh まで	〃	28 円 75 銭	28 円 75 銭
		600kWh をこえ 1000kWh まで	〃	27 円 03 銭	27 円 60 銭
		1000kWh をこえ 2500kWh まで	〃	25 円 88 銭	26 円 45 銭
		上記超過	〃	25 円 88 銭	26 円 45 銭

※1)第 3 段階料金は、その月の電力使用量に応じていずれかの単価を適用いたします。

※夜間電力(22:00～8:00 の 10 時間)および日中電力(8:00～22:00 の 14 時間)の使用電力の計量はスマートメーターにて自動で行います。スマートメーターが未設置の場合は、未設置期間の総使用電力量を夜間と日中の割合(10 時間:14 時間＝42%:58%)で按分した数値とします。

３、製パン製菓電気プランＢ・Ｃ（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	製パン製菓 電気プランB	製パン製菓 電気プランC
10A毎(※) ※10A,15A,20A,30A,40A,50A,60A	280 円 80 銭	－
1KVA 毎	－	280 円 80 銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

契約種別			単位	夜間電力 (22:00～8:00)	日中電力 (8:00～22:00)
製パン製菓電気プランB 製パン製菓電気プランC	第 1 段階料金	最初の 120kWh まで	1kWh	19 円 52 銭	19 円 52 銭
	第 2 段階料金	120kWh をこえ 300kWh まで	〃	26 円 00 銭	26 円 00 銭
	第 3 段階料金 ※1	300kWh をこえ 600kWh までの場合	〃	30 円 02 銭	30 円 02 銭
		600kWh をこえ 1000kWh までの場合	〃	28 円 22 銭	28 円 82 銭
		1000kWh をこえ 2500kWh までの場合	〃	25 円 82 銭	27 円 62 銭
		上記超過の場合	〃	24 円 92 銭	27 円 02 銭

※1)第 3 段階料金は、その月の電力使用量に応じていずれかの単価を適用いたします。

※夜間電力(22:00～8:00 の 10 時間)および日中電力(8:00～22:00 の 14 時間)の使用電力の計量はスマートメーターにて自動で行います。スマートメーターが未設置の場合は、未設置期間の総使用電力量を夜間と日中の割合(10 時間:14 時間＝42%:58%)で按分した数値とします。

４、製パン製菓電気プランＢ・Ｃ（中部）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	製パン製菓 電気プランB	製パン製菓 電気プランC
10A毎(※) ※10A,15A,20A,30A,40A,50A,60A	280 円 80 銭	－
1KVA 毎	－	280 円 80 銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

契約種別			単位	夜間電力	日中電力
製パン製菓電気プランB 製パン製菓電気プランC	第 1 段階料金	最初の 120kWh まで	1kWh	20 円 68 銭	20 円 68 銭
	第 2 段階料金	120kWh をこえ 300kWh まで	〃	25 円 08 銭	25 円 08 銭
	第 3 段階料金 ※1	300kWh をこえ 600kWh まで	〃	27 円 97 銭	27 円 97 銭
		600kWh をこえ 1000kWh まで	〃	26 円 29 銭	26 円 85 銭
		1000kWh をこえ 2500kWh まで	〃	25 円 17 銭	25 円 73 銭
		上記超過	〃	25 円 17 銭	25 円 73 銭

※1)第 3 段階料金は、その月の電力使用量に応じていずれかの単価を適用いたします。

※夜間電力(22:00～8:00 の 10 時間)および日中電力(8:00～22:00 の 14 時間)の使用電力の計量はスマートメーターにて自動で行います。スマートメーターが未設置の場合は、未設置期間の総使用電力量を夜間と日中の割合(10 時間:14 時間＝42%:58%)で按分した数値とします。

５、製パン製菓電気プランＢ・Ｃ（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	製パン製菓 電気プランB	製パン製菓 電気プランC
10A毎(※) ※10A,15A,20A,30A,40A,50A,60A	237 円 60 銭	－
1KVA 毎	－	237 円 60 銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

契約種別			単位	夜間電力	日中電力
製パン製菓電気プランB 製パン製菓電気プランC	第 1 段階料金	最初の 120kWh まで	1kWh	17 円 52 銭	17 円 52 銭
	第 2 段階料金	120kWh をこえ 300kWh まで	〃	21 円 33 銭	21 円 33 銭
	第 3 段階料金 ※1	300kWh をこえ 800kWh まで	〃	23 円 02 銭	23 円 02 銭
		800kWh をこえ 1000kWh まで	〃	21 円 87 銭	22 円 33 銭
		1000kWh をこえ 2500kWh まで	〃	21 円 87 銭	22 円 33 銭
		上記超過	〃	21 円 18 銭	21 円 87 銭

※1)第 3 段階料金は、その月の電力使用量に応じていずれかの単価を適用いたします。

※夜間電力(22:00～8:00 の 10 時間)および日中電力(8:00～22:00 の 14 時間)の使用電力の計量はスマートメーターにて自動で行います。スマートメーターが未設置の場合は、未設置期間の総使用電力量を夜間と日中の割合(10 時間:14 時間＝42%:58%)で按分した数値とします。

６、製パン製菓電気プランＡ・Ｂ（関西）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	製パン製菓 電気プランB	製パン製菓 電気プランC
1 契約につき	373 円 73 銭	－
1KVA 毎	－	388 円 80 銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

契約種別			単位	夜間電力	日中電力
製パン製菓電気プランＡ 製パン製菓電気プランＢ	第 1 段階料金	最初の 120kWh まで	1kWh	20 円 47 銭	20 円 47 銭
	第 2 段階料金	120kWh をこえ 300kWh まで	〃	24 円 75 銭	24 円 75 銭
	第 3 段階料金 ※1	300kWh をこえ 600kWh までの場合	〃	28 円 33 銭	28 円 33 銭
		600kWh をこえ 1000kWh までの場合	〃	26 円 63 銭	27 円 20 銭
		1000kWh をこえ 2500kWh までの場合	〃	24 円 36 銭	26 円 06 銭
		上記超過の場合	〃	23 円 51 銭	25 円 50 銭

※1)第 3 段階料金は、その月の電力使用量に応じていずれかの単価を適用いたします。

※夜間電力(22:00～8:00 の 10 時間)および日中電力(8:00～22:00 の 14 時間)の使用電力の計量はスマートメーターにて自動で行います。スマートメーターが未設置の場合は、未設置期間の総使用電力量を夜間と日中の割合(10 時間:14 時間＝42%:58%)で按分した数値とします。

※燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は関西電力と同額です。増えても減っても削減額に影響はありません。プランAにつきまして、グローアップ電力の基本料金には、最初の 15kWh の使用量は含まれておりません。

７、製パン製菓電気プランＡ・Ｂ（中国）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	製パン製菓 電気プラン A	製パン製菓 電気プラン B
1 契約につき	331 円 23 銭	－
1KVA 毎	－	399 円 60 銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

契約種別			単位	夜間電力	日中電力
製パン製菓電気プランＡ 製パン製菓電気プランＢ	第 1 段階料金	最初の 120kWh まで	1kWh	17 円 76 銭	17 円 76 銭
	第 2 段階料金	120kWh をこえ 300kWh まで	〃	23 円 74 銭	23 円 74 銭
	第 3 段階料金 ※1	300kWh をこえ 600kWh までの場合	〃	25 円 58 銭	25 円 58 銭
		600kWh をこえ 1000kWh までの場合	〃	24 円 05 銭	24 円 56 銭
		1000kWh をこえ 2500kWh までの場合	〃	23 円 53 銭	24 円 30 銭
		上記超過の場合	〃	23 円 53 銭	24 円 30 銭

※1)第 3 段階料金は、その月の電力使用量に応じていずれかの単価を適用いたします。

※夜間電力(22:00～8:00 の 10 時間)および日中電力(8:00～22:00 の 14 時間)の使用電力の計量はスマートメーターにて自動で行います。スマートメーターが未設置の場合は、未設置期間の総使用電力量を夜間と日中の割合(10 時間:14 時間＝42%:58%)で按分した数値とします。

※燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は中国電力と同額です。増えても減っても削減額に影響はありません。プランAにつきまして、グローアップ電力の基本料金には、最初の 15kWh の使用量は含まれておりません。

８、製パン製菓電気プランＡ・Ｂ（四国）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	製パン製菓 電気プラン A	製パン製菓 電気プラン B
1 契約につき	403 円 92 銭	－
1KVA 毎	－	367 円 20 銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

契約種別			単位	夜間電力	日中電力
製パン製菓電気プランＡ 製パン製菓電気プランＢ	第 1 段階料金	最初の 120kWh まで	1kWh	16 円 66 銭	16 円 66 銭
	第 2 段階料金	120kWh をこえ 300kWh まで	〃	22 円 09 銭	22 円 09 銭
	第 3 段階料金 ※1	300kWh をこえ 800kWh までの場合	〃	24 円 96 銭	24 円 96 銭
		800kWh をこえ 1000kWh までの場合	〃	23 円 71 銭	24 円 21 銭
		1000kWh をこえ 2500kWh までの場合	〃	23 円 71 銭	24 円 21 銭
		上記超過の場合	〃	22 円 96 銭	23 円 71 銭

※1)第 3 段階料金は、その月の電力使用量に応じていずれかの単価を適用いたします。

※夜間電力(22:00～8:00 の 10 時間)および日中電力(8:00～22:00 の 14 時間)の使用電力の計量はスマートメーターにて自動で行います。スマートメーターが未設置の場合は、未設置期間の総使用電力量を夜間と日中の割合(10 時間:14 時間＝42%:58%)で按分した数値とします。

※燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は四国電力と同額です。増えても減っても削減額に影響はありません。プランAにつきまして、グローアップ電力の基本料金には、最初の 11kWh の使用量は含まれておりません。

９、製パン製菓電気プランＢ・Ｃ（九州）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	製パン製菓 電気プランB	製パン製菓 電気プランC
10A毎(※) ※10A,15A,20A,30A,40A,50A,60A	291 円 60 銭	－
1KVA 毎	－	291 円 60 銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

契約種別			単位	夜間電力	日中電力
製パン製菓電気プランB 製パン製菓電気プランC	第 1 段階料金	最初の 120kWh まで	1kWh	17 円 19 銭	17 円 19 銭
	第 2 段階料金	120kWh をこえ 300kWh まで	〃	22 円 69 銭	22 円 69 銭
	第 3 段階料金 ※1	300kWh をこえ 600kWh まで	〃	25 円 63 銭	25 円 63 銭
		600kWh をこえ 1000kWh まで	〃	24 円 09 銭	24 円 61 銭
		1000kWh をこえ 2500kWh まで	〃	23 円 58 銭	24 円 35 銭
		上記超過	〃	23 円 58 銭	24 円 35 銭

※1)第 3 段階料金は、その月の電力使用量に応じていずれかの単価を適用いたします。

※夜間電力(22:00～8:00 の 10 時間)および日中電力(8:00～22:00 の 14 時間)の使用電力の計量はスマートメーターにて自動で行います。スマートメーターが未設置の場合は、未設置期間の総使用電力量を夜間と日中の割合(10 時間:14 時間＝42%:58%)で按分した数値とします。

1. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α、β、およびγは、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

製パン製菓電気プランB（北海道） 製パン製菓電気プランC（北海道）	α＝0.4699	－	Γ＝0.7879
製パン製菓電気プランB（東北） 製パン製菓電気プランC（東北）	α＝0.1152	β＝0.2714	Γ＝0.7386
製パン製菓電気プランB（東京） 製パン製菓電気プランC（東京）	α＝0.1970	β＝0.4435	Γ＝0.2512
製パン製菓電気プランB（中部） 製パン製菓電気プランC（中部）	α＝0.0275	β＝0.4792	Γ＝0.4275
製パン製菓電気プランB（北陸） 製パン製菓電気プランC（北陸）	α＝0.2303	－	Γ＝1.1441
製パン製菓電気プランA（関西） 製パン製菓電気プランB（関西）	α＝0.2985	β＝0.2884	Γ＝0.4300
製パン製菓電気プランA（中国） 製パン製菓電気プランB（中国）	α＝0.1543	β＝0.1322	Γ＝0.9761
製パン製菓電気プランA（四国） 製パン製菓電気プランB（四国）	α＝0.2104	β＝0.0541	Γ＝1.0588
製パン製菓電気プランB（九州） 製パン製菓電気プランC（九州）	α＝0.1490	β＝0.2575	Γ＝0.7179

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は1銭とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ﾆ)基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準価格}}{1{,}000}$$

(ﾛ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ﾆ)基準燃料価格を上回り、かつ、(ﾆ)上限価格以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準価格}}{1{,}000}$$

(ﾊ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ﾆ)上限価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{上限価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準価格}}{1{,}000}$$

(ﾛ) 基準燃料価格、上限価格は以下のとおりといたします。

契約種別	基準燃料価格	上限価格
製パン製菓電気プランB（北海道） 製パン製菓電気プランC（北海道）	37,200円	55,800円
製パン製菓電気プランB（東北） 製パン製菓電気プランC（東北）	31,400円	47,100円
製パン製菓電気プランB（東京） 製パン製菓電気プランC（東京）	44,200円	66,300円
製パン製菓電気プランB（中部） 製パン製菓電気プランC（中部）	45,900円	68,900円
製パン製菓電気プランB（北陸） 製パン製菓電気プランC（北陸）	21,900円	32,900円
製パン製菓電気プランA（関西） 製パン製菓電気プランB（関西）	40,700円	61,100円
製パン製菓電気プランA（中国） 製パン製菓電気プランB（中国）	26,000円	39,000円
製パン製菓電気プランA（四国） 製パン製菓電気プランB（四国）	26,000円	39,000円
製パン製菓電気プランB（九州） 製パン製菓電気プランC（九州）	33,500円	50,300円

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算出された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

製パン製菓電気プランB（北海道） 製パン製菓電気プランC（北海道）	1キロワット時につき	19銭3厘
製パン製菓電気プランB（東北） 製パン製菓電気プランC（東北）	1キロワット時につき	21銭7厘
製パン製菓電気プランB（東京） 製パン製菓電気プランC（東京）	1キロワット時につき	22銭8厘
製パン製菓電気プランB（中部） 製パン製菓電気プランC（中部）	1キロワット時につき	22銭9厘
製パン製菓電気プランB（北陸） 製パン製菓電気プランC（北陸）	1キロワット時につき	15銭8厘
製パン製菓電気プランA（関西）	最初の15キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき	3円15銭9厘 21銭1厘
製パン製菓電気プランB（関西）	1キロワット時につき	21銭1厘
製パン製菓電気プランA（中国）	最初の15キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき	3円61銭3厘 24銭1厘
製パン製菓電気プランB（中国）	1キロワット時につき	24銭1厘
製パン製菓電気プランA（四国）	最初の11キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき	2円11銭5厘 19銭2厘
製パン製菓電気プランB（四国）	1キロワット時につき	19銭2厘
製パン製菓電気プランB（九州） 製パン製菓電気プランC（九州）	1キロワット時につき	17銭6厘